

## 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護重要事項説明書

当施設はご利用者に対して指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供いたします。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを次の通りご説明申し上げます。

※当サービスの利用は原則として要介護認定の結果、「要支援」及び「要介護」と認定された方が対象となります。但し、要介護認定をまだ受けてない方でもサービスの利用は可能です。

### 1 指定短期入所生活介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 長寿の郷
代表者氏名	理事長 佐々木 美紀
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	香川県観音寺市木之郷町 499 番地 62 0875-57-1101
法人設立年月日	平成 13 年 12 月 10 日

### 2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

#### (1) 事業所の所在地等

事業所名称	指定短期入所生活介護事業所 長寿苑(平成15年2月1日指定 香川県)
介護保険指定 事業所番号	3770500340
事業所所在地	香川県観音寺市木之郷町 499 番地 62
連絡先	0875-57-1101
利用定員	5名

#### (2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	サービスの提供を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。
運営の方針	<ul style="list-style-type: none"><li>・従業者は、利用者の人格を尊重し、生活および介護の質の向上をモットーに、自立支援を通し真に満足できるサービスを提供します。</li><li>・利用者の意見を反映しながら共に事業所の運営を行い、地域の社会福祉に貢献する為多くの皆様が交流できる場を提供し、様々な情報をいち早く公開する事により開かれた事業所を目指します。</li><li>・介護技術、施設整備、従業者研修等においてそれぞれの専門性を高め選ばれる事業所を目指します。</li></ul>

## (3) 事業所の職員体制

管理者	内山 聡子
-----	-------

職	職務内容	人員数
管理者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。</li> <li>2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。</li> </ol>	常 勤 1名
医 師	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 利用者の健康管理や療養上の指導を行います。</li> </ol>	嘱託医 1名
生活相談員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、生活指導及び入浴、排せつ、食事等の介護に関する相談及び援助などを行います。</li> <li>2 それぞれの利用者について、短期入所生活介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。</li> </ol>	常 勤 1名
介護支援専門員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成するとともに利用者等への説明を行い、同意を得ます。</li> <li>2 利用者へ短期入所生活介護計画を交付します。</li> <li>3 短期入所生活介護の実施状況の把握及び短期入所生活介護計画の変更を行います。</li> </ol>	常 勤 1名
看護職員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 サービス提供の前後及び提供中の利用者の心身の状況等の把握を行います。</li> <li>2 利用者の健康管理や静養のための必要な措置を行います。</li> <li>3 利用者の病状が急変した場合等に、医師の指示を受けて、必要な看護を行います。</li> </ol>	常 勤 2名
介護職員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 短期入所生活介護計画に基づき、生活面での積極性を向上させる観点から利用者の心身に応じた日常生活上の世話を適切に行います。</li> </ol>	常 勤 2名
機能訓練指導員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 短期入所生活介護計画に基づき、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練を行います。</li> </ol>	常 勤 1名
管理栄養士	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 適切な栄養管理を行います。</li> </ol>	常 勤 1名
調理員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 食事の調理を行います。</li> </ol>	業務委託
事務職員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。</li> </ol>	常 勤 1名

### 3 提供するサービスの内容及び費用について

#### (1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サービスの内容
短期入所生活介護計画の作成		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた短期入所生活介護計画を作成します。</li> <li>2 短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。</li> <li>3 短期入所生活介護計画の内容について、利用者の同意を得たときは、短期入所生活介護計画書を利用者に交付します。</li> <li>4 それぞれの利用者について、短期入所生活介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。</li> </ol>
利用者居宅への送迎		<p>事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。</p> <p>ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。</p>
食 事		利用者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の利用者の栄養状態に応じた栄養管理を行い、摂食・嚥下機能その他の利用者の身体状況に配慮した適切な食事を提供します。
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。また嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。
	入浴の提供及び介助	1週間に2回以上、事前に健康管理を行い、適切な方法で入浴の提供又は清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	排せつ介助	介助が必要な利用者に対して、自立支援を踏まえ、トイレ誘導や排泄の介助、おむつ交換を行います。
	更衣介助等	介助が必要な利用者に対して、1日の生活の流れに沿って、離床、着替え、整容、その他日常生活の介助を適切に行います。
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
その他	創作活動など	利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。

(2) 短期入所生活介護従業者の禁止行為

短期入所生活介護従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為（ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。）
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

(ア) 短期入所生活介護

区分・要介護度			基本単位	利用料	利用者負担額		
					1割負担	2割負担	3割負担
併設型	I 従来型 個室	要介護1	603	6,030円	603円	1,206円	1,809円
		要介護2	672	6,720円	672円	1,344円	2,016円
		要介護3	745	7,450円	745円	1,490円	2,235円
		要介護4	815	8,150円	815円	1,630円	2,445円
		要介護5	884	8,840円	884円	1,768円	2,652円
区分・要介護度				利用料	利用者負担額		
併設型	II 多床室	要介護1	603	6,030円	603円	1,206円	1,809円
		要介護2	672	6,720円	672円	1,344円	2,016円
		要介護3	745	7,450円	745円	1,490円	2,235円
		要介護4	815	8,150円	815円	1,630円	2,445円
		要介護5	884	8,840円	884円	1,768円	2,652円

(イ) 介護予防短期入所生活介護

区分・要介護度			基本単位	利用料	利用者負担額		
					1割負担	2割負担	3割負担
併設型	I 従来型 個室	要支援1	451	4,510円	451円	902円	1,353円
		要支援2	561	5,610円	561円	1,122円	1,683円
区分・要介護度			基本単位	利用料	利用者負担額		
併設型	II 多床室	要支援1	451	4,510円	451円	902円	1,353円
		要支援2	561	5,610円	561円	1,122円	1,683円

※ 次のいずれかに該当する利用者に対しては、併設型短期入所生活介護(II)を算定します。

イ 感染症により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ 療養室の面積が10.65㎡以下の従来型個室を利用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

※ 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、上記金額の97/100となります。

※ 連続して 30 日を超えて当事業所に入所された場合、連続 30 日を超えた日から 1 日につき  
利用料が 300 円(利用者負担:1 割 30 円、2 割 60 円)減算されます。

#### (4) 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算	基本 単位	利用者負担			算定回数等
		1 割負担	2 割負担	3 割負担	
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100	100 円	200 円	300 円	1月につき(原則3月に1回 を限度)
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200	200 円	400 円	600 円	1月につき (個別機能訓練加算算定の 場合は(Ⅰ)ではなく(Ⅱ)を 算定。この場合の(Ⅱ)は 100 単位)
機能訓練体制加算	12	12 円	24 円	36 円	1日につき
個別機能訓練加算	56	56 円	112 円	168 円	1日につき
看護体制加算(Ⅰ)	4	4 円	8 円	12 円	1日につき
看護体制加算(Ⅱ)	8	8 円	16 円	24 円	1日につき
看護体制加算(Ⅲ)イ	12	12 円	24 円	36 円	1日につき
看護体制加算(Ⅲ)ロ	6	6 円	12 円	18 円	1日につき
看護体制加算(Ⅳ)イ	23	23 円	46 円	69 円	1日につき
看護体制加算(Ⅳ)ロ	13	13 円	26 円	39 円	1日につき
医療連携強化加算	58	58 円	116 円	174 円	1日につき
口腔連携強化加算	50	50 円	100 円	150 円	1回につき(1月1回を限度)
看取り連携体制加算	64	64 円	128 円	192 円	1日につき
夜勤職員配置加算(Ⅰ)	13	13 円	26 円	39 円	1日につき
夜勤職員配置加算(Ⅱ)	18	18 円	36 円	54 円	1日につき
夜勤職員配置加算(Ⅲ)	15	15 円	30 円	45 円	1日につき
夜勤職員配置加算(Ⅳ)	20	20 円	40 円	60 円	1日につき
認知症行動・心理症状緊急 対応加算	200	200 円	400 円	600 円	1日につき(7日間を限度)
若年性認知症利用者受入加 算	120	120 円	240 円	360 円	1日につき
送迎加算	184	184 円	368 円	552 円	送迎を行った場合(片道に つき)
緊急短期入所受入加算	90	90 円	180 円	270 円	1日につき(7日間を限定)
療養食加算	8	8 円	16 円	24 円	1回につき(1日3回を限度)
在宅中重度者受入加算	421	421 円	842 円	1,263 円	1日につき (看護体制Ⅰ又はⅢの場合)
	417	417 円	834 円	1,251 円	1日につき (看護体制Ⅱ又はⅣの場 合)
	413	413 円	826 円	1,239 円	1日につき (看護体制ⅠもしくはⅢとⅡ もしくはⅣの場合)
	425	425 円	850 円	1,275 円	1日につき (看護体制加算無の場合)
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3	3 円	6 円	9 円	1日につき
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4	4 円	8 円	12 円	1日につき
生産性向上推進体制加算 (Ⅰ)	100	100 円	200 円	300 円	1月につき
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	10	10 円	20 円	30 円	1月につき

サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	22 円	44 円	66 円	1日につき	
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18	18 円	36 円	54 円		
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6	6 円	12 円	18 円		
業務継続計画未策定減算	所定単位数の3/100を減算	左記の1割	左記の2割	左記の3割	基本サービス費に左記減産率を乗じた単位数を減算	
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の1/100を減算	左記の1割	左記の2割	左記の3割	基本サービス費に左記減産率を乗じた単位数を減算	
R6年5月まで介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の83/1000	左記の1割	左記の2割	左記の3割	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数(所定単位数)	
R6年5月まで介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の60/1000					
R6年5月まで介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の33/1000					
R6年5月まで介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の27/1000				基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数(所定単位数) ※介護職員処遇改善加算は除く。	
R6年5月まで介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の23/1000					
R6年5月まで介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の16/1000					基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数(所定単位数) ※介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算は除く。
R6年6月より介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の140/1000					
R6年6月より介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の136/1000	左記の1割	左記の2割	左記の3割	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数(所定単位数)	
R6年6月より介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の113/1000					
R6年6月より介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数90/1000					

※ 生活機能向上連携加算(Ⅰ)は、指定訪問リハビリテーション等の理学療法士等の助言に基づき当事業所の機能訓練指導員、介護職員等が共同で身体状況の評価及び個別機能訓練計画の作成と、計画に沿った機能訓練を提供した場合に算定します。また、計画の進捗状況は3月ごとに評価し、必要に応じて訓練の内容等を見直します。

生活機能向上連携加算(Ⅱ)は、指定訪問リハビリテーション等の理学療法士等が当事業所を訪問し、当事業所の機能訓練指導員、介護職員等と共同で身体状況の評価及び個別機能訓練計画の作成と、計画に沿った機能訓練を提供した場合に算定します。また、計画の進捗状況は3月ごとに評価し、必要に応じて訓練の内容等を見直します。

※ 機能訓練体制加算は、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師

を配置している場合に算定します。

- ※ 個別機能訓練加算は、理学療法士等が個別機能訓練計画に基づき計画的に機能訓練を行った場合に算定します。
- ※ 看護体制加算は、看護職員の体制について人員配置基準を上回る体制をとっている場合に算定します。
- ※ 医療連携強化加算は、急変の予想や早期発見のため看護職員による定期的な巡視や主治医と連絡がとれない場合等における対応の取り決めを事前に行っている場合に、厚生労働大臣が定める状態に適合する利用者に対して算定します。厚生労働大臣が定める状態とは次のとおりです。
  - イ 喀痰吸引を実施している状態
  - ロ 呼吸障害等により人工呼吸器をしようしている状態
  - ハ 中心静脈注射を実施している状態
  - ニ 人工腎臓を実施している状態
  - ホ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態
  - ヘ 人口膀胱又は人工肛門の処置を実施している状態
  - ト 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態
  - チ 褥瘡に対する治療を実施している状態
  - リ 気管切開が行われている状態
- ※ 口腔連携強化加算は、事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価結果を情報提供した場合に算定します。
- ※ 看取り連携体制加算は、看護体制加算を算定しており、看取り期における対応方針を定め、利用開始時に家族への説明及び同意が得られている場合に算定します。
- ※ 夜勤職員配置加算は、夜間及び深夜の時間帯について手厚い人員体制をとっている場合に算定します。
- ※ 認知症行動・心理症状緊急対応加算は、医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所生活介護を利用することが適当であると判断した利用者に対し、サービスを提供した場合に算定します。
- ※ 若年性認知症利用者受入加算は、若年性認知症（40歳から64歳まで）の利用者を対象に指定短期入所生活介護を行った場合に算定します。
- ※ 送迎加算は、利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎が必要と認められる利用者に対して送迎を行った場合に算定します。
- ※ 緊急短期入所受入加算は、居宅サービス計画において計画的に位置づけられていない指定短期入所生活介護を緊急に行った場合に、7日間を限度として算定します。また、利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日間を限度とします。
- ※ 療養食加算は、疾病治療のため医師の発行する食事箋に基づき糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常食、痛風食及び特別な場合の検査食を提供した場合に算定します。
- ※ 在宅中重度受入加算は、当事業所において利用者が利用していた訪問看護事業所に利用者の健康上の管理等を行わせている場合に算定します。
- ※ 認知症専門ケア加算は、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められる認

知症の利用者に対して、専門的な認知症ケアを行った場合に算定します。

- ※ 生産性向上推進体制加算は、見守り機器等のテクノロジーを導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行うと共に、効果に関するデータの提供を行った場合に算定します。
- ※ サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た事業所が、利用者に対して短期入所生活介護を行った場合に算定します。
- ※ 業務継続計画未策定減算は、感染症や災害の発生時に継続的にサービス提供できる体制を構築するための業務継続計画が未策定の際は減算されます。
- ※ 高齢者虐待防止措置未実施減算は、虐待の発生又はその再発を防止する為の措置が講じられていない場合減算されます。
- ※ 介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。  
介護職員等処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。
- ※ (利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合) 上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費等の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

#### 4 その他の費用について

① 送迎費	利用者の居宅が、通常の送迎の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、送迎に要する費用の実費を請求いたします。	
② キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	利用予定の前々日にご連絡の場合	キャンセル料は不要です
	利用予定の前日にご連絡の場合	利用者負担金の10%を請求いたします。
	利用予定の当日までご連絡のない場合	利用者負担金の10%を請求いたします。
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。		
③ 食費	1日につき1,445円。(ただし、朝食345円、昼食600円、夕食500円とし、1食単位で費用の支払いを受けるものとします) おやつを希望される場合1日につき100円いただきます。 また、利用者の希望により特別な食事を提供した場合は、費用の実費をいただきます。(1食当り 食材料費及び調理コスト) 運営規程の定めに基づくもの。	
④ 滞在費	※令和6年7月31日まで 従来型個室 1,171円 多床室 855円 (1日あたり) ※令和6年8月1日以降 従来型個室 1,231円 多床室 915円 (1日あたり) 運営規程の定めに基づくもの	
⑤ 理美容代	3,080円(税込)運営規程の定めに基づくもの	

⑥ そ の 他	日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望により提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。
---------	--

## 5 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	<p>ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 10 日までに利用者あてお届け（郵送）します。</p>
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	<p>ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の 25 日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>(ア) 事業者指定口座への振り込み (イ) 現金支払い</p> <p>イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）</p>

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 2 月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

## 6 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「短期入所生活介護計画」を作成します。なお、作成した「短期入所生活介護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします
- (4) サービス提供は「短期入所生活介護計画」に基づいて行います。なお、「短期入所生活介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- (5) 短期入所生活介護従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な

配慮を行います。

## 7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者 内山 聡子
-------------	-----------

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(4) 従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所授業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通知します。

## 8 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることについて留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

(1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。

(2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。

(3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

## 9 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業員」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業員に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった後においても、その秘密を</p>
--------------------------	--

	保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。</p> <p>② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとしませぬ。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとしませぬ。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

#### 10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じさせていただきます。

#### 11 事故発生時の対応方法について

- (1) 利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、県、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事故の状況及び事故に際して取った処置を記録することとしませぬ。
- (2) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じるものとしませぬ。
- (3) 利用者に対する指定短期入所生活介護の提供又は送迎により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

#### 12 心身の状況の把握

短期入所生活介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとしませぬ。

#### 13 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 短期入所生活介護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「短期入所生活介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

#### 14 サービス提供の記録

- ① 指定短期入所生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

#### 15 非常災害対策

- ① 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。  
災害対策に関する担当者（防火管理者）管理者 内山 聡子
- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。  
避難訓練実施時期：（毎年2回 6月・11月）
- ④③の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

#### 16 衛生管理等

- (1) 短期入所生活介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
  - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底しています。
  - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
  - ③ 従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施します。

#### 17 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 18 サービス提供に関する相談、苦情について

### (1) 当事業所における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

#### ○苦情受付窓口

社会福祉法人長寿の郷 特別養護老人ホーム長寿苑 受付担当者 生活相談員 威能洋一

Tel 0875-57-1101 (事務所)

○ 受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:30 まで

☆受付時間以外及び担当者不在の場合でも常時対応できる体制になっております。また、ご意見

受付箱を玄関ホールに設置しておりますのでご利用下さい。

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

観音寺市健康福祉部社会福祉課 高齢者支援室 観音寺市坂本町1丁目1番1号	電話番号 0875-23-3930 FAX 0875-23-3929 受付時間 8:30～17:00
香川県国民健康保険団体連合会 介護保険課 高松市福岡町二丁目3-2 香川自治会館	電話番号 087-822-7453 FAX 087-822-7455 受付時間 8:30～17:00
香川県社会福祉協議会内福祉サービス 運営適正化委員会事務局 高松市番町1-10-35(香川県社会福祉総合センター5階)	電話番号 087-861-1300 FAX 087-861-1300 受付時間 8:30～17:00
香川県健康福祉部長寿社会対策課 施設サービスグループ 高松市番町四丁目1番10号	電話番号 087-832-3268 FAX 087-806-0206 受付時間 8:30～17:00

## 20 サービスの第三者評価の実施状況について

事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

【実施の有無】	なし
【実施した直近の年月日】	
【第三者評価機関名】	
【評価結果の開示状況】	

## <重要事項説明書付属文書>

### 1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上2階

(2) 建物の延べ床面積 3,300,16㎡

(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

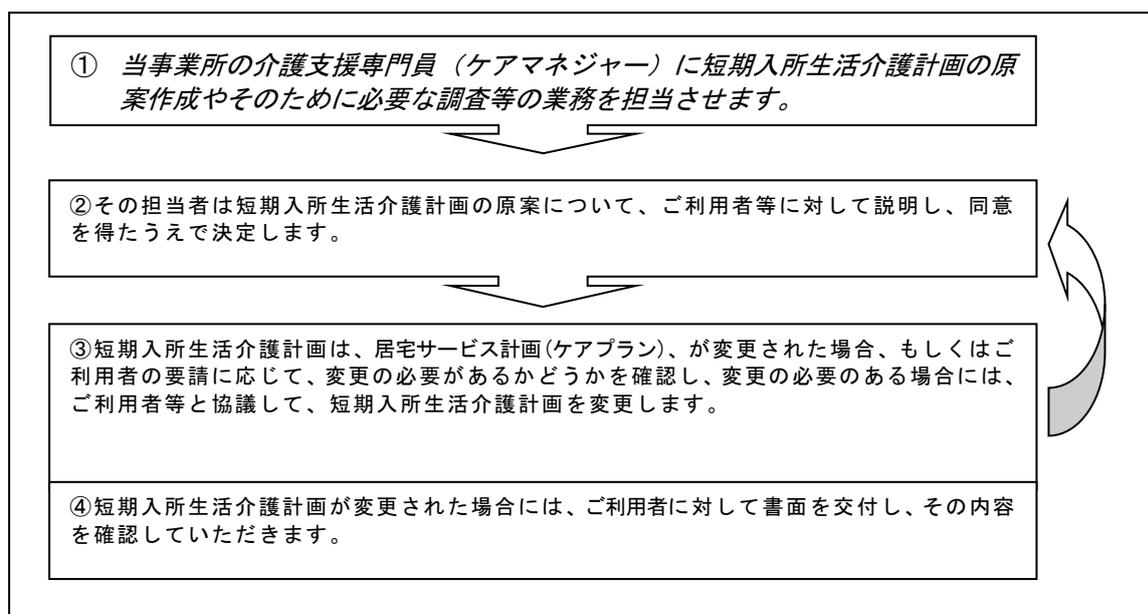
[短期入所生活介護(ショートステイ)]平成15年2月1日指定 香川県

介護保険事業所番号 3770500340 定員5名

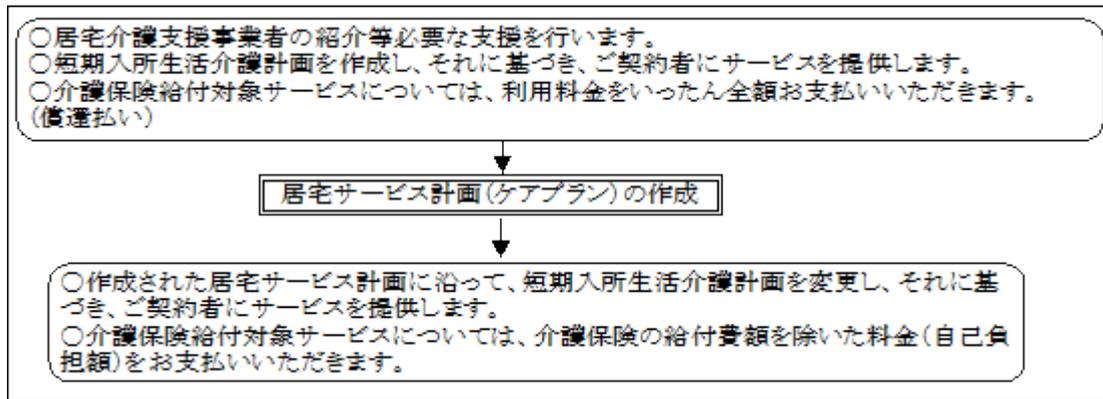
(4) 施設の周辺環境 母神山山麓に位置し、みどり豊かで清澄な空気に包まれ、老健施設はがみ苑、三豊総合運動公園等が立地し、交通の便もよい所です。

### 2. 契約締結からサービス提供までの流れ

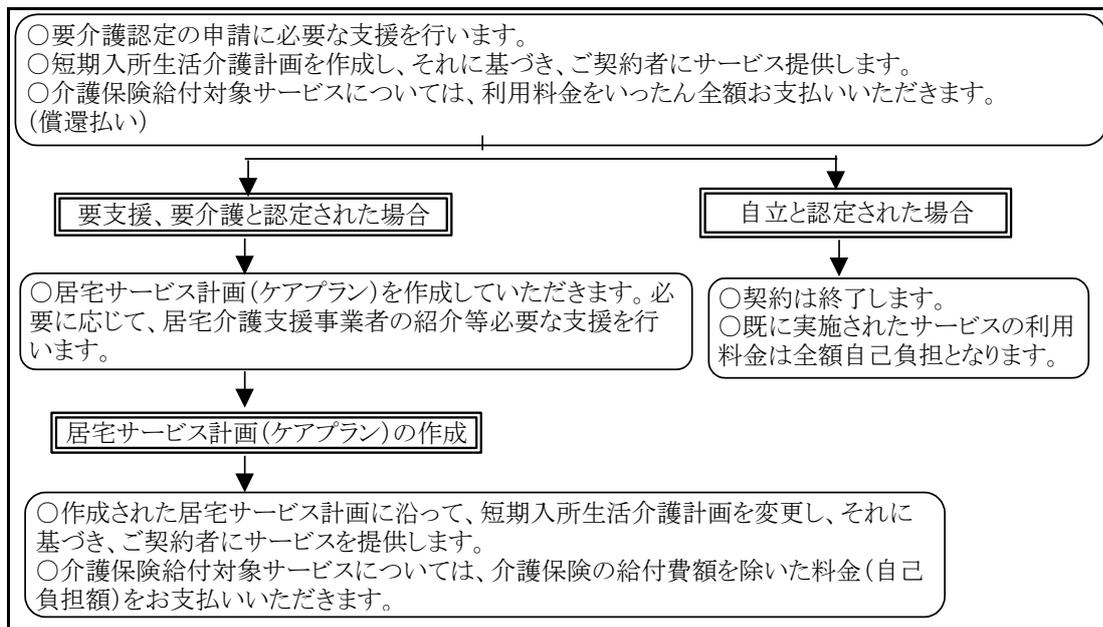
ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画(ケアプラン)」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。(契約書第3条参照)



### ① 要介護認定を受けている場合



### ② 要介護認定を受けていない場合



## 3. サービス提供における事業者の義務(契約書第8条、第9条参照)

当施設は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご利用者から聴取、確認します。
- ③ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。  
ただし、ご利用者本人又は他のご利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ご利用者へのサービス提供時において、ご利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)  
ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。  
また、ご利用者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、同意を得ます。

#### 4. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されているご利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

##### (1) 持ち込みの制限

利用にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

火器及び危険物

##### (2) 施設・設備の使用上の注意（契約書第12条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により原状に復して頂くか、又は相当の代価をお支払い頂きます。

○ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当事業所の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

##### (3) 喫煙

施設で指定した喫煙スペース以外での喫煙はできません。

##### (4) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

##### ① 協力医療機関

医療機関の名称	河内病院、松井病院
---------	-----------

##### ② 協力歯科医療機関

歯科医療機関の名称	塩田歯科医院、小野歯科医院
-----------	---------------

#### 5. 損害賠償について（契約書第12条、第13条参照）

当施設において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。また事故の発生において事業所の責任がないと認められる場合、事業所は損害賠償責任を負わないものとします。

#### 6. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で

更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第16条参照）

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① ご契約者が死亡した場合</li><li>② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合</li><li>③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合</li><li>④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合</li><li>⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合</li><li>⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）</li><li>⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）</li></ul> |
|--|

（1）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第17条、第18条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の2日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合</li><li>② ご契約者が入院された場合</li><li>③ ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合</li><li>④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合</li><li>⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合</li><li>⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合</li><li>⑦ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合</li></ul> |
|---|

（2）事業者からの契約解除の申し出（契約書第19条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合</li><li>② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合</li><li>③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合</li></ul> |
|--|

（3）契約の終了に伴う援助（契約書第16条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。